平成 2 5 年度

補助事業の概要

平成25年4月

独立行政法人農畜産業振興機構

目 次

≪畜産業振興事業≫

1	畜産・酪農経営安定対策	
	加工原料乳等生産者経営安定対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	肉用牛繁殖経営支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	肉用牛肥育経営安定特別対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	養豚経営安定対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2	その他対策	
	酪農経営安定対策補完事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	酪農生産基盤回復緊急支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	加工原料乳確保緊急対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	肉用牛経営安定対策補完事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	食肉流通改善合理化支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	畜産高度化支援リース事業・・・・・・・・・・・・・・ 1	1
	畜産特別支援資金融通事業······1	2
	家畜防疫互助基金造成等支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	国産畜産物安心確保等支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 /	4
	畜産副産物適正処分等推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1:	5
3	平成 24 年度補正予算に係る対策	
	飼料穀物備蓄対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	飼料自給力強化支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	7
	生乳需要基盤強化対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	8
	畜産経営力向上緊急支援リース事業・・・・・・・・・・・・・・ 1 %	9
	国産食肉流通合理化緊急資金支援事業・・・・・・・・・・・2	C
// III		
≪ 里	丹菜農業振興事業≫	
	緊急需給調整事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	1
	契約野菜収入確保モデル事業(PQモデル事業)・・・・・・・・・・・ 2:	
		_

加工原料乳等生産者経営安定対策事業

1 事業の目的

加工原料乳価格及びチーズ向け生乳価格が需給変動等により低落した場合に、生産者の拠出と国の助成金とによる生産者積立金によりその一定部分を補塡し、加工原料乳生産者補給金制度及びチーズ向け生乳供給安定対策事業と一体となって、酪農経営の安定を図り、もって生乳の再生産の確保及び牛乳乳製品の安定供給に資する。

2 事業の内容

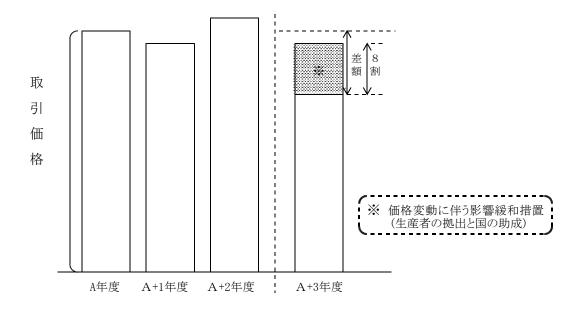
加工原料乳価格及びチーズ向け生乳価格が各々の補塡基準価格(過去3年間の平均取引価格を基本)を下回った場合に、生産者に補塡金(差額の8割)を交付する。

3 事業実施主体 指定生乳生産者団体

(参考)

具体的な仕組み

- ① 事業実施期間:平成25~27年度(3年間)
- ② 補塡基準価格:全国の過去3年間の平均取引価格を基本
- ③ 補塡割合:補塡基準価格と取引価格(全国平均)の差額の8割



肉用牛繁殖経営支援事業

1 事業の目的

肉用牛繁殖経営は、子牛出荷までの生産期間が長いため資本回転率が低く多額の運転 資金を必要とし、子牛価格の変動の影響を受けやすいという特徴を有している。

このため、肉用子牛生産者補給金制度を補完し、子牛価格が家族労働費の8割水準を下回った場合に差額の一部を補塡することにより、繁殖経営の所得を確保し、肉用牛繁殖経営基盤の安定を図る。

2 事業の内容

肉用子牛の四半期毎の平均売買価格が発動基準(家族労働費の8割を補償するものとして設定)を下回った場合、当該四半期に販売又は自家保留された肉用子牛を対象として、発動基準を下回った額の3/4を交付する。

(1) 対象品種 : 黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種

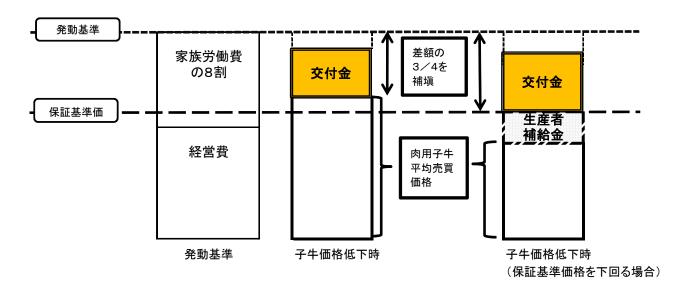
 (2)発動基準
 : 品 種 黒毛和種 褐毛和種 その他の肉専用種 発動基準 41万円 37万円 27万円

(3) 交付金単価 : 発動基準と平均売買価格(ただし、平均売買価格が保証基準価格

を下回る場合は保証基準価格)の差額の3/4

(4) 対象子牛 : 肉用子牛生産者補給金制度の契約肉用子牛

(5) 事業実施期間:平成25~27年度(3年間)



- 3 事業実施主体 指定協会(都道府県肉用子牛価格安定基金協会)
- 4 所要額(補助率) 15,877百万円(定額)

【平成25年度(平成24年度補正を含む)】

肉用牛肥育経営安定特別対策事業

1 事業の目的

粗収益が生産コストを下回った場合に、差額の8割を補塡することにより、肉用牛肥 育経営の安定を図る。

2 事業の内容

粗収益が生産コストを下回った場合に、生産者と国の積立金から差額の8割を補塡金として交付する。また、一部の県において地域算定をモデル的に実施する。

(1) 積立割合 生産者: 国=1:3

(2) 事業実施期間 平成25~27年度(3年間)

(3) 補塡金 1頭当たりの粗収益と生産コストの差額の8割

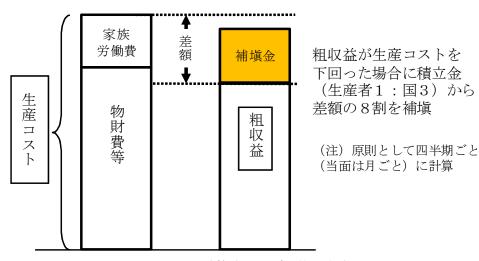
(4) 対象品種 肉専用種、交雑種、乳用種(3区分)

(5) 対象者 肥育牛生産者

3 事業実施主体 都道府県域を範囲とする民間団体又は肥育牛生産者

4 所要額(補助率) 86,942百万円(定額、3/4以内)

(※24年度補正予算による積み増し:16,206百万円)



◎ 一部の県において地域算定をモデル的に実施

【平成25年度(平成24年度補正を含む)】

養豚経営安定対策事業

1 事業の目的

養豚経営の収益性が悪化した場合に、粗収益と生産コストの差額の8割を補塡することにより、養豚経営の安定を図る。

2 事業内容

四半期毎に粗収益と生産コストを算定(注)し、粗収益が生産コストを下回った場合に、 生産者と国の積立金から差額の8割を補塡金として交付する。

(注)四半期終了時に計算(前の四半期に発動がなかった場合は通算)

(1) 積立割合 生産者: 国=1:1

(2) 事業実施期間 平成23~28年度(6年間)

(3) 補塡金 1頭当たりの粗収益と生産コストの差額の8割

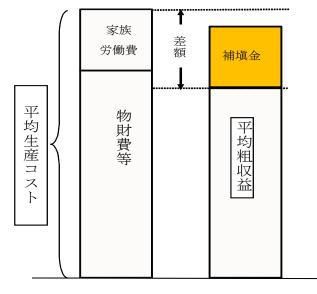
(4)対象者 肉豚生産者(耕畜連携、エコフィードの活用等の取組に

努めようとする者)

3 事業実施主体 養豚事業者

4 所要額(補助率) 9,966百万円(1/2以内、定額)

(※24年度補正予算による積み増し:15,689百万円)



粗収益が生産コストを 下回った場合に積立金 (生産者1:国1)から 差額の8割を補塡

(注)四半期終了時に計算 (前の四半期に発動が なかった場合は通算)

酪農経営安定対策補完事業(拡充)

1 事業の目的

酪農ヘルパーの傷病時利用の円滑化や酪農ヘルパーを活用した地域の生産基盤の強化等を支援するとともに、牛群検定による純タンパク含量やボディコンディションスコアの収集・活用、未経産雌牛の遺伝子情報を用いた遺伝的能力評価の実施により、生乳の生産効率向上を推進する。

2 事業の内容

- (1) 酪農経営安定化支援ヘルパー事業
 - ① 傷病時の酪農ヘルパー利用の円滑化 傷病時にヘルパーを利用した場合に、積立金の取崩しにより利用料金を軽減す る互助制度を実施する利用組合又は都道府県団体を支援する。

互助組織を統合した場合、当該年度に限り補助率を1/2以内から 2/3以内に引き上げ。

② 酪農ヘルパー要員の雇用環境の整備等

ア 雇用後1年以内のヘルパー要員に対し実践研修を行う利用組合に対して、ヘルパー要員の住宅・通勤手当の一部を助成する(33千円/月以内)。

イ ヘルパーの傷害補償保険、ヘルパーの利用に起因する損害賠償保険の加入を 促進する。

ウ 利用実態等調査、優良事例発表会等を実施する。

③ 酪農ヘルパーを活用した生産基盤の強化等(新規)

ヘルパーを活用した生産基盤の強化や利用組合の強化等地域の自主的な取組を支援する。

- (2) 牛群検定システム高度化支援事業
 - ① 乳質の向上 純タンパク含量に関するデータ収集やこれを活用した生乳の品質改善の取組 を支援する。
 - ② 生産効率の向上 ボディコンディションスコアのデータ収集やこれを活用した飼養管理改善の 取組を支援する。
 - ③ 遺伝子情報を用いた遺伝的能力の向上(新規)未経産牛の遺伝子情報を用いた遺伝的能力評価(ゲノミック評価)の実施のために必要なサンプルの収集や検査等の取組を支援する。
- 3 事業実施主体 (1)都道府県団体、(一社)酪農ヘルパー全国協会
 - (2)都道府県団体、(一社)家畜改良事業団
- 4 所要額(補助率) 818百万円 うち(1)403百万円(定額、1/2以内、2/3以内) うち(2)415百万円(定額、1/2以内)

酪農生産基盤回復緊急支援事業(新規)

1 事業の目的

都府県の生産者集団が行う生産基盤の維持・回復を図るための意欲ある取組を支援す ることにより、生産意欲を喚起・増進するとともに、地域の飼養頭数の減少を食い止め、 地域に応じた特色ある酪農を推進し、生産基盤の回復を図り、生乳生産の維持・拡大に 資する。

2 事業の内容

都府県の生産者がまとまって地域酪農生産基盤回復計画を策定して行う取組に対し、 次のとおり支援を行う。

(1) 円滑な乳牛継承の推進

地域の乳牛頭数を維持するため、地域内で乳牛継承を行う場合に支援 (32,000円/ 頭)を行う。

(2) 緊急增頭対策

酪農家が増頭を図るために、畜舎の改修や簡易施設の導入を行う場合に費用の一部 を助成する。

(3) 暑熱対策の実施推進

生産性向上の妨げとなる暑熱への対策を実施する場合に、技術指導費、関連資材購 入費等の一部を助成する。

(4) 繁殖・生産性の向上

乳牛の健康診断による技術的要因分析、診断結果に基づく総合的な繁殖・生産技術 指導等を行う場合に、調査・分析費等の一部を助成する。

(5) 乳製品製造技術の向上及び販売先確保

生産者がまとまって実施する乳製品の製造販売の取組を推進するため、製造技術習 得のための研修等経費、販売促進活動に要する経費の一部を助成する。

(6) 生産者自らによる特長ある生乳の品質向上と販売先確保

生産者がまとまって実施する特長ある生乳生産の取組を推進するため、品質向上の ための研修等経費、販売促進活動に要する経費の一部を助成する。

3 事業実施主体

(一社) 中央酪農会議

4 所要額(補助率) 1,003百万円(定額、1/2以内)

加工原料乳確保緊急対策事業(新規)

1 事業の目的

猛暑、東日本大震災、配合飼料価格高騰等厳しい生産環境が続く中、国内の実需者から国産の脱脂粉乳やバターの安定的な供給が強く求められており、その原料となる加工原料乳の確保が緊急の課題となっている。

このため、単年度の緊急対策として、生産者による今後の生乳生産に関する計画を 踏まえて生産者団体、乳業者等により行われる加工原料乳の確保に向けた取組を支援 することにより、加工原料乳確保の安定化を推進し、国産の脱脂粉乳・バターの安定 供給を図る。

2 事業の内容

酪農家が作成する今後の生産に関する計画を踏まえて乳業者等とともに加工原料乳の安定確保に向けた取組を行う指定生乳生産者団体に対し、加工原料乳出荷数量に応じて交付金(0.30円/kg)を交付する。

- 3 事業実施主体 指定生乳生産者団体
- 4 所要額(補助率) 543百万円(定額)

肉用牛経営安定対策補完事業(拡充)

1 事業の目的

肉用牛生産は中山間地域や離島等の基幹的な農業部門のひとつとして、地域経済の活性化に重要な役割を果たしてきたが、小規模・高齢者層を中心とした生産者の離脱等から生産基盤の脆弱化が危惧されている。

このため、繁殖経営への新規参入や繁殖雌牛の増頭の取組を支援することにより、生産基盤の強化を図る。

2 事業の内容

う。

- (1) 肉用牛生產基盤強化対策
 - ① 新規参入円滑化等対策 肉用牛繁殖経営への新規参入を促進するため、農協等が飼養管理施設等の整備を 行い、自給率向上に積極的に取り組む新規参入者等に貸し付ける場合に支援等を行
 - ② 地域の肉用牛生産基盤強化対策
 - ア 優良な繁殖雌牛の増頭による中核的な繁殖経営の育成を支援する(<u>対象牛要件</u> の緩和)。
 - イ 地域の肉用牛改良に必要な優良繁殖雌牛の導入を支援する。(新規)
 - ウ 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備を支援する。(新規)
 - エ 肉用牛ヘルパーの推進を支援する。
- (2) 地方特定品種及び離島等の肉用牛振興対策
 - ① 地方特定品種の特徴を活かした生産や放牧利用を推進するための取組を支援する。
 - ② 離島等及び山振地域における肉用子牛の集出荷を促進するための取組を支援する。
- (3) 肉用子牛流通等対策
 - ① <u>肉用牛流通促進対策(拡充)</u> 家畜商組合等が行う肉用子牛の流通の円滑化を図るための預託の取組を支援す る。
 - ② 肉用牛導入保証支援 家畜商組合等が行う肉用牛預託を促進するための資金調達を支援する。
- 3 事業実施主体 都道府県団体、(社)全国肉用牛振興基金協会、 (社)日本家畜商協会、中小企業等協同組合
- 4 所要額(補助率) 3,326百万円(定額、1/2以内等)

食肉流通改善合理化支援事業(拡充)

1 事業の目的

包括的経済連携の推進など貿易の更なる自由化が図られつつある中で、国産食肉と輸入食肉との一層の競合が懸念されるとともに、長引く景気の減退、ユッケによる食中毒事故、東日本大震災発生等に起因する牛肉を中心とした需要の減退など国産食肉をめぐる厳しい情勢を踏まえ、産地食肉センター等の施設の改善、食肉流通の各段階における業務の効率化、経営の安定化、顧客視点に立った国産牛肉の新需要の創出等のための措置を講ずることにより、食肉流通の合理化と消費者の嗜好の多様化に対応した、安全・安心な食肉の安定供給を図り、もって我が国畜産の健全な発展に資する。

2 事業の内容

(1)食肉流通施設等設備改善支援

食肉等の流通の合理化等を図るため、産地食肉センター、家畜市場及び食鳥処理施設における処理等の効率化、コスト低減、環境対策・衛生管理の高度化に必要な設備並びに産地食肉センターにおける輸出向け食肉の処理・加工に必要な設備の改善を行う場合に、融資残額の一部を助成する。

(2) 食肉卸売市場機能強化

食肉卸売市場の公正な価格形成機能の維持・安定を図るため、食肉卸売市場の基本的な機能である情報伝達、集分荷及び決済機能を強化するとともに、市場における品質管理の高度化を図る。

(3)食肉卸売経営の安定化

食肉卸売経営の体質強化等による国産食肉の安定供給を図るため、安定した大口取引先である給食事業者等における利用の推進、食肉流通関連制度に関するセミナー等の開催、経営改善を図るための低利資金の融通に対する支援、融資機関に対する信用力の強化を行う。

(4) 食肉小売機能の高度化

食肉小売経営における消費者の信頼確保と安全・安心な食肉の供給を図るため、食肉流通関連制度に関するセミナー等の開催、経営改善を図るための低利資金の融通に対する支援、生産者の顔の見える食肉販売等を行う。

(5) 国産牛肉新需要創出緊急対策(新規)

国産牛肉の新たな商品価値を創出・提案するため、生産・加工・流通及び販売業者が一体となった加工品試作や入札販売会等の取組を緊急に支援する。

3 事業実施主体

2の(1):農業協同組合、民間団体等

2の(2): (公社)日本食肉市場卸売協会

2の(3):食肉卸売事業協同組合、(公財)日本食肉消費総合センター

生活協同組合等

2の(4):全国食肉事業協同組合連合会

2の(5): (社)全国肉用牛振興基金協会、(公財)日本食肉消費総合センター、

事業協同組合、農協等

4 所要額(補助率) 2,586百万円(定額、2/3、1/2、1/10以内)

食肉流通改善合理化支援事業のうち

国産牛肉新需要創出緊急対策事業 (新規)

1 事業の目的

- (1) 我が国においては、輸入牛肉との差別化や高値取引への期待感から、飼育コストが嵩むものの脂肪交雑(霜降り)を追求した肉用牛生産が行われてきた。
- (2) しかしながら、近年の景気低迷や消費者の低価格指向等を背景に、国産 牛肉市場は低迷し、霜降り型牛肉であっても十分な相場形成がなされず、 肥育経営は厳しい状況にある。
- (3) 一方、高齢化や健康志向の高まりを背景に、適度な脂肪交雑をもつ牛肉を嗜好する消費者も増えつつあるが、脂肪交雑以外の品質については、客観的な評価手法が確立していないこともあり、食肉卸売市場における商品としての評価が脂肪交雑に偏っていること等から、こうした消費者の嗜好の変化に対応した牛肉需要創出が進んでいないのが現状である。
- (4) そこで、生産、加工、流通及び販売業者が一体となり、脂肪交雑以外の 品質に着目した国産牛肉のバリューチェーンを構築するため、他業種で取 組実績のあるフードコミュニケーションプロジェクト手法を活用した商品 開発、マーケティングリサーチ等の取組を緊急に支援することにより、顧 客視点に立った新需要を創出し、以って畜産農家の経営安定と消費者の嗜 好の多様化に対応した国産牛肉の生産に資する。

2 事業内容

(1) 商品性創出事業

国産牛肉における脂肪交雑以外の新たな商品価値を実需者等へ提案するため、生産から販売に至る関係者で組織された協議会の開催、マーケティングリサーチ、訴求ポイントの科学的検証、ニーズに応じた生産の確保、フードコミュニケーションプロジェクトシートの作成研修、国内外の販路開拓等を支援する。

(2) 実証事業

新たな商品価値に即した国産牛肉の販売手法を実証するため、国内外の 実需者(小売・外食等)に対する調理法の提案、低需要部位を使った加工 品の試作、部分肉の入札販売会の開催等を支援する。

(3) 普及事業

新たな商品価値に即した国産牛肉のバリューチェーン構築の取組を全国に普及させるため、モデル地域の現地調査、成果の普及等を支援する。

3 事業実施主体

(社)全国肉用牛振興基金協会、(公財)日本食肉消費総合センター、 事業協同組合、農協等

4 所要額(補助率) 630百万円(定額、1/2以内)

畜産高度化支援リース事業

1 事業の目的

畜産経営における家畜排せつ物の利活用の推進及び環境整備、食肉や生乳流通の効率化・合理化に必要な施設等の導入をリース方式で支援することにより、我が国畜産の安定的発展を図る。

2 事業の内容

(1) 堆肥保管施設整備リース事業

耕畜連携による堆肥の利用促進を図るため、畜産農家等に対して、耕種農家が利用するための堆肥を一時的に保管するのに必要な堆肥保管庫等の貸付を行う。(貸付物件の購入費の1/2を助成。)

- (2) 畜産環境整備リース事業 畜産農家等に対して、環境整備に必要な施設等の貸付を行う。
- (3)食肉販売等合理化施設整備リース事業 食肉処理、加工、販売事業者等に対して、食肉流通の合理化、衛生基 準の高度化等に必要な施設等の貸付を行う。
- (4) 生乳流通効率化支援リース事業 生産者団体、牛乳販売業者等に対して、生乳等の流通の効率化に必要 な施設等の貸付を行う。
- 3 事業実施主体 (財)畜産環境整備機構
- 4 貸付枠 3,955百万円

(うち、(1) の事業の貸付枠:2,000百万円)

【平成25年度(平成24年度補正を含む)】

畜産特別支援資金融通事業

1 事業の目的

負債の償還に支障を来している経営や家畜伝染病発生による深刻な影響を受けた経営に対する低利資金の円滑な融通を支援する。

2 事業の内容

- (1) 畜産特別資金
 - ① 大家畜·養豚特別支援資金

負債の償還が困難な畜産経営に対し、長期・低利の借換資金を融通するとともに、 経営改善指導及び債務保証に対する支援を行う。

・貸付条件(利率は平成25年3月21日現在)

/*/Q=0 0/1=1 m .	/ L /		
経	営改善資	金	経営継承資金
一般	特認	残高借換	胜呂秘承貝金
15年以内		25年以内	
7年以内		1 5 年以内	
3年以内		5年以内	
	1. 1	0%以内	
	経 一般 15年以内	経営改善資 一般 特認 15年以内	一般 特認 残高借換 15年以内 25年以内 7年以内 15年以内 3年以内 5年以内

- 融資枠(平成25~29年度)500億円(大家畜450億円、養豚50億円)
- ② 畜産経営改善緊急支援資金

配合飼料価格高騰等により急速に悪化している経営に対し、償還困難な負債の一括借換、貸付当初2年間無利子、債務保証への支援強化により支援。

・貸付条件(利率は平成25年3月21日現在)

<u> </u>	//X20 1 0 1 1 1 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
大家畜	2 5 年以内
償還期限 養豚	1.5年以内
:うち据置期間	5年以内
貸付利率	1.10%以内(但し、貸付当初2年間は無利子)

- 融資枠(平成25~26年度)500億円(大家畜450億円、養豚50億円)
- (※平成24年度第4四半期貸付(融資枠100億円)において前倒しで支援を実施)

(2) 家畜疾病経営維持資金

口蹄疫等の家畜伝染病発生により深刻な影響を受けた畜産経営に対し、経営再開等 に必要な低利資金を融通。

・貸付条件(利率は平成25年3月21日現在)

	経営再開資金	経営継続資金	経営維持資金
貸付限度額	個人:2,000万円	(1頭当たり, 100羽当たり)	(100羽当たり)
	法人:8,000万円	乳用牛13万円、肥育牛13万	家きん52千円
		円、繁殖用雌牛65千円、肥	
		育豚13千円、繁殖豚26千円、	
		家きん52千円、繁殖用めん	
		羊及び山羊13千円	
償 還 期 限	5年以内	3 年以内	
上 据置期間	2年以内	1年以内	
貸付利率		1.175%	1.10%以内

- ・融資枠(平成24~28年度) 250億円
- 3 融資機関 農協、農協連、農林中央金庫、銀行等
- 4 事業実施主体 (公社)中央畜産会
- 5 所要額 1,890百万円

(※別途、24年度補正予算による措置:938百万円)

家畜防疫互助基金支援事業

1 事業の目的

家畜の伝染病のうち、口蹄疫、牛疫、牛肺疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザについては、伝搬力が極めて強く、我が国の畜産経営に極めて重要な影響を及ぼす。特に口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザについては、平成22年度に我が国においても発生が確認され、現在も、周辺国において継続的に発生している状況である。

万一、これらの伝染病が発生した場合に備え、発生時の経済的損失を互助補償する生産者が行う互助基金の造成に対する支援を行い、より一層の防疫措置の円滑化 及び異常発見時の早期の届出を促すこととし、もって畜産の安定的な発展を図る。

2 事業の内容

口蹄疫、牛疫、牛肺疫、アフリカ豚コレラ、豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに係る互助事業の普及・指導、互助基金の造成及び発生時の互助金の交付等を行う。

3 事業実施主体 都道府県団体、(公社)中央畜産会、(社)日本養鶏協会

4 基金規模

3,884百万円(うち国費 1/2以内:1,942百万円) ※国費分については、対象疾病が発生した場合のみ必要額をALICから支出

国産畜産物安心確保等支援事業

1 事業の目的

家畜個体識別システムの円滑な運用の確保、BSE患畜が確認された場合の迅速な対応、口蹄疫や鳥インフルエンザ等に備えた国産食肉の安全・安心に係る情報収集・普及等への対応を支援することにより、国産畜産物の安心確保と安定供給に資する。

2 事業の内容

(1) 家畜個体識別システム定着化事業

家畜個体識別システムの適正かつ円滑な運用を図るため、生産者等が牛 トレーサビリティ制度を的確に実施するための取組を支援する。

(2) BSE発生農家経営再建支援等事業

BSE発生農家等の経営再建を支援するとともに、BSE発生地域及びBSE患畜等が確認された食肉センター等への影響を緩和する。

(3) 緊急時食肉安全性等情報提供事業

口蹄疫、鳥インフルエンザ等の発生時に備えた、国産食肉の安全・安心に係る情報収集・消費者への普及を支援する。

(4) 緊急時鶏肉処理体制整備等対策事業

鳥インフルエンザ発生時における円滑な鶏肉処理体制の構築に向けた 取組を支援する。

(5) 家畜排せつ物利活用推進事業

畜産環境保全に関する現場指導等に必要な指導用データの収集・分析 ・提供を支援する。

3 事業実施主体

(一社) 家畜改良事業団、(一社) 中央酪農会議、

(公財) 日本食肉消費総合センター、(一社) 日本食鳥協会、

(公社) 中央畜産会

4 所要額(補助率) 465百万円(定額、3/4以内、1/2以内)

畜産副産物適正処分等推進事業

1 事業の目的

国内におけるBSE発生を契機として、それまで有効利用されていた牛由来肉骨粉・せき柱について、食用はもとより、飼肥料等用原料としての利用が禁止されたことから、これらが適切に処理されなければ、行き場を失った畜産残さによりと畜機能が麻痺するとともに、消費者の食の安全・安心を脅かす恐れが生じたところである。

このため、牛肉骨粉や牛せき柱の適正処理等を行うことにより、円滑な畜産残さ処理の継続によると畜機能の維持を図るとともに、食の安全・安心の確保を図り、もって国産食肉の持続的かつ安定的な供給に資する。

2 事業の内容

(1) 肉骨粉適正処分対策事業

畜産残さのレンダリング処理及びこれにより製造された肉骨粉を焼却処分するのに必要な経費を助成する。

(2) 畜産副産物有効活用整備事業

豚鶏原料の有効利用を図るためのレンダリング施設における牛原料と 豚・鶏原料の分別処理等に必要な施設の整備を支援する。

(3) 牛せき柱適正管理等推進事業

牛せき柱を適正に管理し、安全・安心な食肉等を供給するとともに、 畜産残さの有効利用に取り組む食肉事業者に対して、促進費を交付する。

(4) 畜産副産物需給安定推進事業

畜産副産物の発生・流通状況の調査・分析、化製業者のワークシェア に必要なクリーニング経費の一部助成、肉骨粉等品質向上技術対策を実施する。

(5) 牛肉骨粉利用促進事業

牛由来肉骨粉の焼却灰を肥料等として有効利用した場合に促進費を交付する。

- 3 事業実施主体 (一社)日本畜産副産物協会、農業協同組合、民間団体等
- 4 所要額(補助率) 6, 8 8 6 百万円(定額、1 0 / 1 0 以内、1 / 3 以内)

飼料穀物備蓄対策事業 (新規)

1 事業の目的

不測の事態における海外からの飼料原料の供給途絶や国内の配合飼料工場の被災に伴う配合飼料の供給ひっ迫に備え、その主原料であるとうもろこし・こうりゃんの備蓄を行うことにより、配合飼料の安定供給を確保する。

2 事業の内容

飼料穀物(とうもろこし・こうりゃん)60万トンを備蓄するために追加的に必要となる経費を助成。

3 事業実施主体

(公社) 配合飼料供給安定機構

4 所要額(補助率) 7,153百万円(定額)

飼料自給力強化支援事業 (新規)

1 事業の目的

輸入飼料穀物や粗飼料の価格が高騰する中で、中国での口蹄疫の発生に伴う中国産稲わらの輸入停止など、粗飼料の海外からの供給が不安定になっており、畜産経営の安定・向上を図るためには国産粗飼料の生産、流通等の機能を強化し、国産粗飼料の一層の利用拡大を図る必要がある。

2 事業の内容

(1) 採草地等及び放牧施設整備支援事業

公共牧場等の採草地や放牧地において、土壌の浸食や流出により荒廃した箇所の再 生改良等や放牧管理用施設の機能向上のための整備等への支援を行う。

(2) 国産稲わら等活用促進事業

国産稲わら等の安定的かつ効率的な乾燥・調製等の手法や広域流通体制の構築のための新たな取組を支援するとともに、輸入稲わらから国産稲わらへの置き換えなど国産稲わらの利用拡大を行った生産者への支援を行う。

(3) TMRセンター等体質強化事業

TMRセンター等について、コンサルタント等を活用した経営診断や技術面での指導による運営管理方法等の改善計画の作成や既存のTMRのための施設等の機能向上に要する経費の支援を行う。

(4) 飼料基盤集積拡大事業

コントラクター等が草地等を集積し、飼料の共同利用を行う場合、草地への転換、草地更新等に要する経費の支援を行うとともに、トウモロコシ等の高エネルギー飼料作物を新たに作付けし、収穫した飼料を共同利用した場合、当該拡大面積の作付け等に要する経費の支援を行う。

- 3 事業実施主体 (一社)日本草地畜産種子協会、全国農業協同組合連合会 全国畜産農業協同組合連合会
- 4 所要額(補助率) 13,100百万円(定額、1/2以内)

生乳需要基盤強化対策事業(新規)

1 事業の目的

牛乳乳製品の消費が減退している状況を踏まえ、生産者及び乳業者が一体となって行う国産のバター・脱脂粉乳などの牛乳乳製品の需要創出・消費拡大の取組を支援することにより、牛乳乳製品の底堅い需要の確保を図り、生乳生産基盤の維持に資する。

2 事業の内容

- (1) 牛乳乳製品需要創出事業
 - ① 需要創出に向けた戦略の検討等
 - ② 牛乳乳製品の新たな利用の場の普及及び価値向上等の調査研究
 - ③ 牛乳乳製品の機能性等の価値向上に関する普及啓発
 - ④ 市場動向に関する調査分析
 - ⑤ 国産牛乳乳製品の消費拡大・定着化の推進

(2) 乳製品利用促進事業

- ① 乳製品の利用促進に向けた戦略の検討等
- ② 乳製品の利用促進のための試行販売及び販売促進活動
- 3 事業実施主体 (一社) J ミルク、(一社) 中央酪農会議
- 4 所要額(補助率) 1,500百万円(定額、1/3以内)

畜産経営力向上緊急支援リース事業(新規)

1 事業の目的

配合飼料価格の高騰や畜産物価格の低迷により、経営環境が悪化していることから、 畜産経営等における生産性や飼料自給率の向上、飼料生産受託組織等の経営高度化及び 配合飼料工場における飼料原料多角化に必要な機械等のリース方式による導入を支援す ることにより、経営力の向上を図り、安全・安心な国産畜産物の安定供給に資する。

2 事業の内容

(1) 畜産経営強化緊急支援事業

畜産経営の生産性向上、生産物の付加価値の向上に資するほか、労働力の低減、飼料自給率の向上を図るために必要な機械の導入支援を行う。

(2) 飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業

コントラクター(飼料生産受託組織)等の経営の高度化を図るために必要な機械の 導入支援を行う。

(3) とうもろこし代替原料定着緊急支援事業

飼料工場における飼料原料の多角化に資するために、こうりゃん等のとうもろこし 代替原料の定着を図るために必要な機械の導入支援を行う。

(4) 効率的生産継続支援事業

(1) 及び(2) の事業により機械を導入するにあたり、当該機械が停電によって継続的に使用できなくなり、本来の機能が発揮できなくなることを防止する観点から、 非常用発電機・配電盤の導入支援を行う。

3 事業実施主体

農協連、(財) 畜産環境整備機構、(一社) 日本草地畜産種子協会 (一社) 全日本畜産振興事業中央会、(一社) 全国鶏卵養鶏団体連合会

- 4 所要額(補助率) 25,000百万円
 - (1)及び(3)は定額又は1/3相当定額
 - (2)及び(4)は定額又は1/2相当定額

国産食肉流通合理化緊急資金支援事業(新規)

1 事業の目的

飼料穀物価格の高騰により、肉畜の生産コストが上昇しているが、一方で、牛肉を中心に国産食肉の需要は低迷しており、地域に密着した販売網を持つ中小食肉事業者による国産食肉の需要の維持・拡大が急務となっているもののその経営環境は厳しさを増している。

このため、国産食肉の共同仕入等流通コスト低減に取り組む食肉卸売団体の円滑な資金調達のための債務保証体制を整備することにより、国産食肉の需要の維持・拡大を図り、もって配合飼料価格高騰下での畜産農家の経営改善を図る。

2 事業の内容

国産食肉の共同仕入など流通コストの低減等に取り組む食肉事業協同組合等に対する債務保証体制の整備を行う。

- (1) 資金の使途 国産食肉の共同仕入れ・配送及び国産食肉を原料とした商品開発等 に必要な経費(機器整備費用を含む)
- (2)貸付期間 平成24~25年度
- (3)貸付利率 融資機関の定める率
- (4) 償還期限 融資機関の定める期限(25年度末)
- (5)貸付限度額 審査委員会が決定する額(概ね4億円/件以内)
- (6) 債務保証率 貸付額の100%以内
- 3 融資機関 商工組合中央金庫、銀行、信用金庫、信用組合等
- 4 事業実施主体 食肉事業協同組合連合会
- 5 予算額 1,000百万円
- 6 融資枠 4,000百万円

緊急需給調整事業

1. 事業の目的

特に需給の安定を図る必要のある野菜について、大幅な価格変動に対応した緊急的な需給調整の実施等を促進する。

2. 事業の概要

(1) 緊急需給調整推進費助成事業

登録出荷団体等が緊急需給調整の推進及び確認等を行う場合の補助。

(2) 緊急需給調整推進事業

登録出荷団体等が消費拡大推進、産地情報調査員の設置等を行う場合の補助。

(3) 生産出荷団体緊急需給調整助成事業

重要野菜及び調整野菜を対象とした価格低落時における出荷の後送り、加工用販売若しくは市場隔離又は価格高騰時における出荷の前倒しを実施した場合の交付金の交付等に対する補助。

3. 事業実施主体

登録出荷団体等、民間団体等

4. 補助率

2の(1)、(3)2分の1以内2の(2)定額・2分の1以内

5. 平成25年度予算額

6.6億円

「重要野菜」とは?

野菜法に基づく指定野菜のうち ①生産量・流通量が多いこと ②露地栽培で天候の影響を受けやすく価格変動が大きいこと から重点的に需給・価格の安定を 図る必要のある野菜であり、具体 的にはキャベツ、秋冬だいこん、 たまねぎ、秋冬はくさいである。 これに準ずる野菜として、春だい こん、夏だいこん、にんじん、春 はくさい、夏はくさい、レタスを 調整野菜としている。

契約野菜収入確保モデル事業

1. 事業の目的

加工・業務用野菜について、実需者等から国産野菜を求める動きが顕在化する中、周年安定 供給に向けては、加工・業務用需要に対応した契約取引の推進を図ることが重要である。

このため、以下の3タイプの支援措置をモデル事業として実施する。

2. 事業の概要

(1) 収入補填タイプ

生産者等と実需者等が契約を締結し、契約締結後に天候等のやむを得ない事由で当該契約が変更されたことにより、当初見込んでいた収入が得られなかった場合に、その変更が当該生産者等の経営に及ぼす影響を緩和するために、当該生産者等に交付金を交付する。

(2) 出荷促進タイプ

生産者等が、実需者等と契約を締結後、卸売市場における当該契約に係る野菜と同一の野菜の取引価格が高騰している場合に、当該契約に沿って出荷した数量に応じて当該生産者等に交付金を交付する。

(3) 中間事業者タイプ

中間事業者等が、実需者等と契約を締結後、生産者等から仕入れる予定であった野菜の数量が減少したときに、当該契約と同一の野菜を確保するため、卸売市場等から購入して確保した場合に、その確保に要する費用にあてるための交付金を交付する。

3. 対象品目

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ばれいしょ、ピーマン、ほうれんそう及びレタス(指定野菜 14 品目)

4. 事業実施主体

(1) 収入補填タイプ及び出荷促進タイプ

ア 対象品目を生産する者

イ アの者を直接又は間接の構成員とする農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又 は事業協同組合若しくは協同組合連合会

ウ その他アの者が構成員となっている団体

(2) 数量確保タイプ

中間事業者((1)のアからウまでの者から対象品目を買い受けて他の事業者に販売することを業とする者)

5. 所要額(補助率)

459百万円(定額)